

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 1 号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 1 年見附市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 2 中「1 0 0 分の 2 0 5」を「1 0 0 分の 2 1 0」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。